

展示会出展に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知市に本社その他これに類するものを有する中小企業者等で生産・製造された製品の販路拡大を目的として、地産外商を推進し、地域事業者の産業活性化に寄与するため展示会への出展実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「中小企業者等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者
- (2) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人又は一般財団法人

(展示会)

第3条 この要領において「展示会」とは、次の展示会とする。

- (1) 第36回グルメショー秋2024
- (2) 第3回Good Foods EXPO 関西

(出展対象者)

第4条 出展対象者は、高知市に本社その他これに類するものを有する中小企業者等又は同等の活動ができるグループとし、以下に掲げる各号に該当する者とする。

- (1) 農産物、畜産物、水産物、加工食品、菓子、酒類、飲料、冷凍食品、惣菜、ベーカリー又はデザート等の食品全般、あるいは調理用品・器具、テーブルウェア、容器・包材等、その他食に関わる生活雑貨全般及び各展示会出展対象商品の生産若しくは製造、又は商品を取り扱う者
- (2) 高知市税の滞納がない者
- (3) 前号の規定にかかわらず、出展対象者が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第4条各号のいずれにも該当しない者

2 前項に掲げる者のほか、高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村に本社その他これに類するものを有する中小企業等又は同等の活動ができるグループであり、前項各号（第2号中「高知市」は各市町村名に読み替える。）に該当する者として当該市町村から高知市に対し推薦された者

(募集方法)

第5条 出展者の募集に当たっては、展示会出展事業者募集要領に基づいて公募を行うこととする。

(出展条件)

第6条 出展できる者は、展示会出展者審査要領に基づいて採択された中小企業者等又は同等の活動ができるグループ（以下「出展者」という。）とする。

(出展期間)

第7条 出展期間は第3条(1)においては、令和6年9月4日から令和6年9月6日までの3日間とし、第3条(2)においては、令和6年9月25日から令和6年9月27日までの3日間とする。

(出展商品)

第8条 出展商品は、原則審査を行った商品を展示すること。但しブース内で展示可能な範囲の商品に限る。

(経費負担)

第9条 出展小間料、小間装飾料、小間電気工事(照明・コンセントを含む。)、給排水工事、共通関連備品は、高知市が負担する。出展者の独自備品、使用光熱水費、展示物保険料、商品の搬入・搬出経費、旅費、滞在経費その他出展のために必要な経費は、出展者負担とする。その他定めのない事項については、別途協議するものとする。

(実績報告)

第10条 出展者は、出展終了から3か月後、6か月後及び12か月後にそれぞれ速やかに事業成果を高知市に報告しなければならない。

2 第4条第2項に該当する出展者については、原則、推薦を行った市町村を通じて高知市に事業成果を報告しなければならない。

(その他)

第11条 天災地変や社会情勢等の事情から、出展を変更又は中止する場合がある。また、開催期間中においても出展を中断・中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和6年5月2日から施行する。